

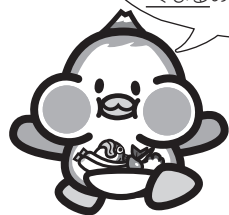
公共施設使用料の統一改定

問合せ先

総務部総務課
☎ 43・7507

市が整備した多種多様な公共施設は、市民生活に欠かせない大切な財産として日々利用されています。これら施設の維持管理費用は利用者が負担する使用料と税によってまかなわれています。

本市の公共施設の現行使用料は、合併以前の額・料金体系をそのまま引き継ぎ、類似の施設や地域間で不均衡が生じているため、平成30年4月から使用料（入館料は除く）を統一改定するための基本方針、ならびに改定案を公表し、意見を募集します。



使用料の収入を増やすことが目的でなく類似施設でのばらつきを統一するための改定だっぺん。ほとんどの施設で少なくなるみたいっぺん。

基本方針・改定案の概要

【基本方針の3つの柱】

①受益者負担の原則

公共施設の使用料は、利用者がその利用の対価として負担するもので、利用者にとつては、より安価であることが望ましいですが、その反対に維持管理費用の不足分を税で（過剰に）補うこととなります。

施設の利用者に利用の対価として、一定の負担を求めることにより、負担の公平性を確保します。

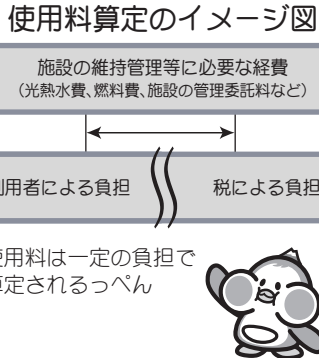
②共通の使用料算定ルール

統一した方法で把握した原価（施設の維持管理等に必要費用）を基本とします。共通の算定ルールを設定することで、市内の類似施設の不均衡を是正し、使用料算定の根拠を分かりやすくします。

③減額・免除基準の見直し

「使用料の減額・免除」は、施設の利用促進や各種団体の活動などに一定の効果を上げています。

公の施設はさまざまな設置目的を持つことから、同種の施設において、統一の減額・免除基準となるよう規定を見直します。



【改定対象施設】

市の公共施設のうち、使用料を徴収している、または徴収すべき施設を対象に改定します。
※会議室等のみの改定も含みます。

【料金体系の見直し】

①料金の単位区分

- ・1時間あたり
- ・1人あたり

②時間帯等の区分

現行の「夜間料金のかさ増し」、「長時間利用の割り引き」等の時間帯区分や曜日別の料金体系を撤廃します。

③使用料の単位

100円単位を基本とします。

④冷暖房等使用による料金

冷暖房等使用は、別途加算とせず、使用料に含まれます。

⑤激変緩和措置

現行使用料より大幅に高額となり、利用率の低下を招く恐れがある場合、または大幅に低額となることで、民間企業の営利事業を圧迫する恐れがある場合等は、段階的な適用等の措置を講じます。

⑥開館時間外の使用

許可を得て開館時間外に施設を使用する場合は、原則として使用料の1・5倍を目安として設定します。

⑦市外料金

市外の団体・個人の利用は、原則として使用料の2倍を目安として設定します。

⑧営利目的の使用

営業または、営利目的の利用は原則として使用料の3倍を目安として設定します。

⑨定期的な見直し

消費税率の変更等、使用料に著しい影響がある場合を除き、原則5年を目処に定期的な見直しを行います。

使用料改定の例

区分	使用料		
	9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで
〇〇室	1,020円	1,020円	1,540円

区分	単位	使用料
〇〇室	1室1時間につき	200円

今よりも分かりやすくして利用しやすくなるっぺん



【減額・免除基準の基本】

市が認める団体が団体本来の活動を行う場合の施設利用について、免除または減額の対象とします。

◆免除の例

- ・町内会等の利用
- ・行政活動を補完する団体の利用
- ・スポーツ活動、小・中学、高校の部活動の利用
- ・社会奉仕（ボランティア活動）団体の利用
- ・伝承芸能の保存を目的としている団体の利用
- ・半数以上が高齢者（65歳以上）の団体利用
- ・障がい者の団体利用
- ・市補助金交付団体の利用
- ・市民活動団体の利用（芸術文化協会や体育協会の加盟団体、公民館育成団体、登録自主グループ等）
- ※週2回まで

◆減額の例

- ・労働者研修センター「エニワン」を企業が研修で利用する場合 など

基本方針・改定案への意見を募集

パブリックコメントを実施します！！

募集内容

にかほ市公共施設使用料統一改定に係る基本方針および改定案

資料閲覧

市HP・総務部総務課(象潟庁舎2階)、仁賀保・金浦市民SC、図書館および分館

募集期間

9月15日(金)～10月16日(月)

意見の取扱い

改定の参考とし、にかほ市の考え方などを市HPで公表。（個人情報非公表、類似意見は集約）意見への個別回答、意見書等の返却はしない。

意見提出方法

件名を「にかほ市公共施設使用料統一改定パブリックコメント」として、所定の様式または任意の様式に意見、住所、氏名、電話番号、年齢を明記

①持参（総務課または仁賀保・金浦市民SC）

②郵送、FAX（総務課）

③電子メール（総務課）

意見提出・問合せ先

〒018-0192 にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
にかほ市役所総務課総務行政改革班

☎ 43-7507 FAX 43-5707

e-mail soumu@city.nikaho.lg.jp

改定する施設一覧

種別	施設名
福祉施設	スマイル、元気百歳館
老人憩の家	午ノ浜温泉（漁村センター）、はんの木、けやき
高原施設	ひばり荘
農村公園施設	白窓苑「パオ」
ふれあい自然公園施設	奈曽の白滝公園展示作業交流施設
農業関連施設	上郷生活改善センター、象潟都市農村交流センター、上浜構造改善センター、象潟構造改善センター
公民館等	仁賀保公民館、金浦公民館、象潟公民館、仁賀保勤労青少年ホーム、金浦勤労青少年ホーム
公会堂	象潟公会堂
体育館等	仁賀保体育館、金浦体育館、象潟体育館、仁賀保武道館
海洋センター	象潟B&G海洋センター ※多目的ホールのみ
屋外運動施設	仁賀保グリーンフィールド、九十九島球場、象潟グラウンド（夜間照明）、スポーツセンターサッカー場、テニスコート（仁賀保・栗山池公園）
その他	フェアイト子ども科学館 ※研究工房、多目的ギャラリーのみ コミュニティ防災センター、労働者研修センター「エニワン」

【改定対象外の施設】
法令等により使用料を徴収できない施設（図書館）
負担を求めることが適切でない施設（公園、駅駐輪場等）

・指定管理者制度の導入済み施設（道の駅象潟ねむの丘、温泉保養センターはまなす）
・その他、統一が困難な斎場等